

事業者排出量削減計画書 (新規・変更)

(あて先) 京都府知事		H18年			
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市右京区太秦巽町1番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名) 三菱自動車工業(株)パワートレイン製作所 所長 村本 修 電話 075 - 864 -			
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。					
特定事業者の主たる業種	輸送用機械器具製造業				
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))				
計画期間	平成18年4月 ~ 平成20年3月				
基本方針	三菱自動車環境指針に基づき、継続的に環境保全に取組み、マネジメント/パフォーマンスの両面において積極的な取組みを進め、全社目標として工場のCO2排出を平成22年度末迄に平成2年度比20%以上の削減を目指す。(＜18＞当所のISO14001の目的・目標に織込み推進中)				
推進体制	所長をトップマネジメント、副所長を環境管理責任者とするISO14001推進体制に基づき、各部門毎に毎月の進捗状況をフォローする。 (＜17＞所から各部、各課・グループへの落とし込み、月次省エネ会議を開催してフォローアップを実施)				
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	17~19	生産ライン	渡り歩き生産(最小ライン単位生産)による固定電力ロスの削減及び生産設備の非稼働時の電源切り徹底により電力使用量を0.1%削減する。(＜17＞0.07%削減達成) シリンダーヘッド焼鈍炉-熱処理集約化による1炉停止により電力使用量を3%削減する。(＜17＞0.7%削減達成)		
		事務所部門	冷暖房設備の運転管理強化(構内一斉放送による運転許可制度の導入)により電力使用量を0.2%削減する。(＜17＞0.09%削減達成)		
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (17)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)	
	A 事業所等排出区分	102,891 t	96,868 t	-5.9%	
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	
	C その他排出区分	t	t	%	
	排出合計	*1 102,891 t	*2 96,868 t	-5.9%	
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画) 取組量等 (二酸化炭素換算(t))		/	
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha (吸収量)		t
	府内産の木材の利用	(利用量)	m ³ (削減量)		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量)	kwh (削減量)		t
		(熱供給量)	GJ (削減量)		t
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh (削減量)		t
	削減量等合計				*3 t
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度(実績)	目標年度(計画)	削減率(計画)		
	1 102,891 t	()-(*)3 96868 t	-5.9%		
特記事項	1. 削減達成に向けての取組み (1) 廃液処理方法を減圧濃縮方式から凝集沈殿方式に変更し、加熱用ガス量を1.5%以上削減する。(＜18＞下期より実施予定) (2) 自家発電機の燃料転換により、ガス量を3%以上削減する。(＜18＞4月より転換実施)				
連絡先	担当部署				
	担当者氏名				
	住所				
	電話番号				
	ファクシミリ番号				

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の実用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。